

【 国 の 答 弁 書 】

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る訴えを棄却する
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 被告の主張（本案前の答弁の理由等）

1 はじめに

本件は、原告が、平成13年4月伊豆高原郵便局に配属後、職場内の「いじめ」により「不安障害」「抑うつ状態」を発症・憎悪し、平成18年4月20日の同僚職員による暴行事件により「外傷性脾臓損傷、腹腔内出血」の傷害を負い、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」発症したことについて、国を被告として、国家公務員災害補償法（以下、国公災法という）10条及び12条に基づき、療養補償金並びにこれらに対する遅延損害金（以下、本件給付請求部分という）のほか、公務災害に伴う権利を有する者であることの確認（以下、本件確認請求部分という）を求める事案である。

しかしながら、原告の本件各請求は、いずれも国公災法に基づく法律関係を前提とするものであるところ、以下に述べるとおり、本件の訴えのうち、本件確認請求部分については確認の利益を欠く不適当なものであり、本件給付請求部分については、国との間においては請求自体失当というべきである。

以下記述する。

2 日本郵政公社の権利義務の承継について

平成19年10月1日に日本郵政公社（以下、公社という）が解散したこと（郵政民営化法5条1項）に伴い、公社の業務その他の機能並びに権利義務（以下、業務等という）のうち、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営管理に係るもの等は、日本郵政株式会社に承継された（郵政民営化法6条3項）。

そして、公社の業務等の承継は、日本郵政株式会社が内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきことを指示され、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた実施計画において定めるところに従って実施されたものであるところ（郵政民営化法163条1項及び3項、166条1項、日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令）、郵政次行庁ないし日本郵政公社の災害補償に関する業務等は日本郵政株式会社に承継され（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画I2③）、郵政民営化前に発生した災害に係る補償の実施機関は日本郵政株式会社とされているところである（国公災法附則22項による同法3条1項の読替え）。

3 本件請求部分について

上記2のとおり、公社の災害補償に関する業務は、郵政民営化に伴い、日本郵政株式

会社に承継されたものであるから、原告が公務災害に伴う権利を有する者であるか否かという点については、日本郵政株式会社との間において確認されるべきであって、国との間においてこの点を確認したとしても、紛争解決の必要性ないし実効性があるとは言いがたい。したがって、本件確認請求部分は、確認の利益を欠く不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

4 本件給付請求部分について

上記2のとおり、公社の災害補償に関する業務等は、郵政民営化に伴い、日本郵政株式会社に承継され、郵政民営化前に発生した災害に係る補償の実施機関は、日本郵政株式会社とされているところである（国公災法附則22項による同法3条1項の読替え）。そうすると、現時点において、国は、当該業務に係る療養補償金等原告が本件訴訟においてその給付を求めている金員に関する給付義務を負っていないことは明らかである。

したがって、本件給付請求部分は、明らかに請求自体失当というべきである。

第3 結語

以上の次第で、本件の訴えのうち請求の趣旨第2項に係る訴え（本件確認請求部分）は不適法であるから却下されるべきであり、原告のその余の請求（本件給付請求部分）は、理由のないことが明らかであるから棄却されるべきである。